

第三次箕面市子どもプラン概要

1. 第三次箕面市子どもプランとは

- ◆ 平成26年度末で計画が終了した「箕面市新子どもプラン」（次世代育成支援対策行動計画（後期計画））の後継計画
- ◆ 子ども・子育て支援法に基づき、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や地域子育て支援センターなどの子育てサービスの提供量を定める計画（「子ども・子育て支援事業計画」）
- ◆ 上記2つの計画として位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載している。

2. 法的位置づけ

- ◆ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく任意計画

次世代育成支援対策推進法
（市町村行動計画）

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

- ◆ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画（子ども・子育て支援事業計画）

子ども・子育て支援法
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3. 計画体系における位置づけ

- ◆ 第五次箕面市総合計画を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画
- ◆ 関連計画と整合性をもったものとして定めている。

- ・箕面市子ども条例
- ・箕面市まちづくり理念条例
- ・箕面市市民参加条例
- ・箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・箕面市人権宣言
- ・青少年健全育成都市宣言
- ・箕面市人権のまち推進基本方針

- ・新箕面市人権教育基本方針
- ・箕面市人権保育基本方針
- ・第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）
- ・箕面市男女協働参画推進プラン
- ・箕面市国際化指針
- ・箕面市就労支援基本計画

4. 計画対象

- ◆ 18歳未満の者（児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条、箕面市子ども条例第2条）

5. 計画の期間

- ◆ 平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年計画

6. 計画の基本理念と施策の基本方向

- ◆ 基本理念：「子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして」（箕面市子ども条例、箕面市新子どもプラン）
- ◆ 上記理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進
- ◆ また、4つの基本目標の実現に資する施策の基本方向として、各取組を8つの施策体系に分類し実施

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 地域コミュニティの形成
- 7 子どもの人権に関する啓発

2 保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 サービス提供区域
- 2 就学前保育・教育サービスの提供量
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供量
- 4 就学前保育・教育の質の向上

子ども・子育て支援事業計画

3 子育て世代に対する労働環境の整備

- 1 男女協働参画への取り組み
- 2 労働環境の整備
- 3 子どもの貧困対策の推進

4 子どもの遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり
- 3 放課後子ども総合プランの推進

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 子どもの社会参加の促進
- 4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 5 子どもの読書活動の推進

6 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 次代の親の育成

7 健全育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進